情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

ゆりかご応援ギフト配送業務の委託について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課:健康部健康推進課)

事業の概要

事業名	ゆりかご応援ギフトの配送
担当課	健康推進課
目的	看護職との面接を受けた妊産婦に対し、ゆりかご応援ギフトを配付することで、
	母子の健康の保持・増進を図る。
対象者	区に住所を有する間に区看護職との面接を受けた妊産婦
事業内容	出産・子育て応援事業(ゆりかご・しんじゅく事業)の開始に伴い、平成27
	年10月20日より区に住所を有する全ての妊婦(今年度に限り、平成27年4
	月1日から10月19日までに妊娠を届け出た産婦も含む。)に対し、保健セン
	ター及び健康推進課において、区看護職との面接を受ける機会を新たに設ける。
	面接を受けた妊産婦に対し、配送委託について書面による本人同意の上、ゆりか
	ご応援ギフトを配付する。妊婦に対して、妊娠期から行政の看護職が関わること
	により、出産・子育てに関する不安を軽減し、母子の健康の保持・増進を図る。
	ゆりかご応援ギフト配付は、平成28年1月以降に開始する予定である。
	この事業の実施に当たり、3,000人を超える対象者(平成28年1月は2,400
	人位)に、ゆりかご応援ギフトを配送することになる。そのため、当該配送に係
	る事務作業を削減するとともに、ギフトの在庫管理を不要とするため、ゆりかご
	応援ギフトの購入先に配送業務をあわせて委託することとする。
	配付方法として、1か月ごとに前月までに面接を受けた妊産婦の氏名・住所情
	報を委託先に提供し、委託先から個別に配送することとする。
	対象者数(見込) 平成 27 年度 3, 286 人 平成 28 年度 3, 624 人

件名 ゆりかご応援ギフト配送業務の委託について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	ゆりかご応援ギフトの配送
委託先	未定(指名業者選定等委員会による審議後、12月までに契約の予定。次 年度以降は随意契約の予定)
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	【区看護職との面接を受けた妊産婦に係る情報項目】 区が委託先に配送のため提供する情報 カナ氏名、漢字氏名、漢字住所、漢字方書、電話番号
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的媒体(CD-R)
委託理由	3,000 人を超える対象者(平成28年1月は2,400人位)に、ゆりかご応援ギフトを配送することになる。そのため、当該配送に係る事務作業を削減するとともに、ギフトの在庫管理を不要とするため、ゆりかご応援ギフトの購入先に配送業務をあわせて委託することとする。
委託の内容	ゆりかご応援ギフトの配送 区から、1か月ごとに前月までに面接を受けた妊産婦の情報(カナ氏名、 漢字氏名、漢字住所、漢字方書、電話番号)を電磁的媒体にて提供する。 委託先は提供を受けた情報をもとに、毎月、ゆりかご応援ギフトを配付 対象となる妊産婦あてに配送する。また、配送結果を区まで報告する。 なお、委託先への情報提供について、書面による本人同意を得る。
委託の開始時期及び期限	平成27年12月1日から平成28年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。2 記憶媒体の受渡しは、必ず区職員及び委託先従事者が対面で行う。3 区が提供した記憶媒体を、翌月の受渡しの際、区に返還させる。4 記憶媒体にパスワードを施し、利用者制限を設ける。5 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する提供された情報は施錠できるキャビネットに保管する。キャビネットは、常時施錠するとともに、取扱責任者が鍵を管理する。記憶媒体は、区から提供を受けた翌月に、区へ返還する。毎月のゆりかご応援ギフトの配送終了後、記憶媒体を処理したパソコン内の委託業務に係る電子情報については消去させ、区職員が消去の確認を行う。

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

(適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、 若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子

計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、 甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。 (監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

(損害の賠償)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。